



気 監 第 3 2 0 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

震災復興・企画部

# 令和4年度 定期監査結果報告

## ( 震災復興・企画部 )

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の対象

震災復興・企画部 震災復興・企画課, ILC推進室, 交通政策課, 情報政策課 及び地域づくり推進課に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

### 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

### 4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
震災復興・企画課	監査委員室	令和4年11月25日
ILC推進室	監査委員室	令和4年11月25日
交通政策課	監査委員室	令和4年11月25日
情報政策課	監査委員室	令和4年10月28日
地域づくり推進課	監査委員室	令和4年10月12日

## 6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

### (指導注意事項)

震災復興・企画課において、会議等出席委員への謝礼金の支出日が開催日から3か月以上経過していた。契約と異なり支払期限はないものの、謝礼の意を損ねないように速やかな支出に心がけてもらいたい。

地域づくり推進課において、業務委託料の支出時期が政府契約の支払い遅延防止等に関する法律で定める期限を過ぎたものがあつたので、注意願いたい。

また、同課が所管する自治会に交付している活動補助金について、自治会から実績報告が未提出との理由で額の確定通知が行われていないものが多数あつた。年度終了後、遅滞なく額の確定が行えるよう、自治会へ働きかけ願いたい。

### (意見)

時間外勤務については、年間360時間の目標上限時間数や定時退庁日の設定などにより、市職員全体としては縮減傾向にあるものの、特定の職員への集中や目標上限時間数を超えていたケースが見られた。

時間外勤務の縮減は、経費の削減の点ではもちろんのこと、職員の心身の健康保持の観点からも重点的に取り組むべき事項であるので、引き続き、業務の平準化や効率化などによる縮減に努められたい。

震災復興・企画課が管理する□ship（スクエアシップ）は、市の指定管理施設である気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザ内にあり、同課では、□shipの管理に要する光熱費等を負担金として、指定管理者に支出している。

まち・ひと・しごと交流プラザを管理する観光課と同プラザの一区域である□shipを管理する震災復興・企画課において、光熱費等を面積案分により震災復興・

企画課が負担することになっているが、その旨を明記した文書がなく、指定管理に関する協定書上も明確化されていないとのことであった。今後、疑義の発生等がないよう、明記した文書が必要ではないかと考える。